

# 廿日市市民ホール利用規程

令和 4 年 4 月 1 日施行

## 1. 基本的な事項

### (1) 趣旨

この規程は、ゆめタウン廿日市店舗内の廿日市市民ホール（以下「市民ホール」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (2) 目的

市民ホールは、市民をはじめとした利用者の教養・文化の向上、福祉の増進、市民の交流の促進などを図ることを目的として設置する。

### (3) 市民ホールの利用時間及び休館日

利用時間	午前 9 時から午後 7 時まで
休 館 日	12月29日から翌年の1月3日 (注)休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることがある。

## 2. 利用に関する事項

### (1) 利用の受付・申し込み

ア 利用の申し込みは、市民ホール管理室で受け付ける。

受付時間	月～木曜日 午前 10 時から午後 3 時（※休館日を除く）
------	--------------------------------

イ 利用の申し込みは、利用日の 2 か月前の 1 日（1 日が金・土・日の場合は最初の月曜日）から受け付ける。

ウ 利用の申し込み締切は、利用前週の水曜日 15 時までとする。

エ 利用の受付は、電話又は FAX、E-mail とする。

オ 利用の受付後、利用者は、廿日市市民ホール利用申請書（以下「利用申請書」という。）を市民ホール管理室に提出するものとする。

カ 利用料金は、利用する当日に現金で支払う。

キ 市民ホール管理室は、利用申請書の内容を確認のうえ、利用者に対し、利用承諾書を通知する。

## (2) 利用料金

利 用 区 分		利 用 料 金
当 日 準 備	9:00~10:00	1,000 円
午 前	10:00~12:00	2,000 円
午 後 (1)	13:00~16:00	3,000 円
午 後 (2)	16:00~19:00	3,000 円
午 後 (3)	13:00~19:00	6,000 円
午 前・午 後	10:00~16:00	6,000 円
1 日	10:00~19:00	9,000 円

※ 備品の利用は無料。

※ 利用区分の時間帯を超えて申請又は延長する際の利用料金は、1時間につき1,000円とする。この場合において、その時間が1時間未満であるとき、若しくは1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

※ ゆめタウン廿日市及び市（市の機関含む）が利用する場合は、利用料金は無料。

※ 当日準備は、当日のイベントや行事のための準備に限り利用可能。ゆめタウン廿日市の開館後に入館可能。

## (3) 利用の変更

利用に空きがある場合は、1回に限り、利用日の変更を受け付ける。

### 3 利用制限に関する事項

原則として、次に関する利用は禁止する。

- 法律等に違反するもの
- 公序良俗に反するもの又はわいせつなもの
- 営利を目的としたもの又は営利の色彩を帯びたもの
- 政治的又は宗教的勧誘のもの
- その他、市民ホールの運営・利用を妨げるもの

次の場合は、利用承諾を取り消す場合がある。利用承諾取消に伴う損害等については一切の責任は負わない。

- 利用目的・内容等の変更に関して事前に申し出のない場合
- 利用規程に違反している場合、又は利用上諸般の危険が予想されるとみなした場合
- 偽りの申請、その他不正な手段により利用承諾を受けた事実が明らかになった場合
- 国政選挙及び地方選挙の実施により、市民ホールを投票所（期日前投票を含む。）として利用する場合
- ワクチン接種の会場として利用する場合
- その他管理上、支障又は不適当と認められた場合

#### 4. 備品一覧

名 称	数 量	名 称	数 量
会議テーブル	30台	ホワイトボード	1台
会議椅子	92台	プロジェクタ	1機
会議椅子用台車	4台	スクリーン	1台
立看板	1台	音響設備	1式
パーテーション	15枚		